

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から同年8月まで

年金問題の報道を契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

仕事を始めて国民年金の加入手続を行ったところ、20歳になった時からの未納保険料を納付するよう言われた。当時、一度にすべて納めることが困難なため、1か月分ずつの分割納付を申し出てすべて納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、20歳以降の未納期間の保険料をさかのぼって分割納付したとしているところ、事実、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間直後の平成2年9月から4年3月までの保険料が分割して過年度納付されていることが確認でき、申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年2月22日を資格取得日として4年5月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間のうち2年4月から同年8月までの保険料については、過年度納付が可能であったことから、納付意識の高かった申立人がこの保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち平成2年2月及び同年3月については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点では、時効のため保険料を納付するこ

とができない。

また、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

「ねんきん特別便」により申請免除をした期間のうち1年間が追納していない記録になっていることを知った。社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料を追納により納付した事実は確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間当時、私は学生で国民年金の保険料は親が納付していた。姉も学生であり二人分の保険料を納付するのが困難であったため、私の平成4年度から7年度までの保険料は申請免除をした。その後、親は何回かに分けて追納を行った。大学院に入学した平成10年4月に親から年金手帳を渡された時に「全部追納してあるから、今後納付忘れのないように。」と言われたことを記憶しているので、申立期間が申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人の母は、申立人が申請免除をした平成4年度から7年度までの保険料を追納したとしているところ、事実、社会保険庁のオンライン記録から申立人の4年度の保険料は平成7年11月28日に、5年度及び6年度の保険料は9年3月31日に追納されたことが確認でき、申請免除期間の保険料を追納したとする申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立人の母は、「5年度132,960、6年度133,200 3月末まで、7年度分は10年の3末日まで、140,400」と記載されたメモを所持しており、当該金額は9年3月31日に追納した保険料額及び7年度分の追納保険料額と一致することから、申立人の母が申立期間の保険料を追納したと考えても不自然

ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から46年12月まで

私は58歳になった時に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和42年当時、私の居住地域において長男で農家の後継者は、国民年金への加入が慣習となっていたので、父親が加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたはずである。

父親から加入状況及び納付状況について聞かされた記憶は無く、父親は既に亡くなっており、加入状況及び納付状況の詳細は分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、厚生年金保険との切替え手続きも適切に行っているとともに、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行っていたとするその父は、昭和35年10月1日に夫婦連番で国民年金被保険者資格を取得し、36年4月から54年12月までの保険料をすべて納付している上、46年4月から54年12月までの105か月間にわたり付加保険料も納付しているなど、納付意識が高かったことが認められる。

また、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が厚生年金保険に加入した昭和47年1月ごろに払い出されたことが確認でき、この時点では、46年4月から同年12月までの保険料は、現年度納付が可能である上、44年10月から46年3月までの保険料は、過年度納付が可能であったことから、納付意識の高かった申立人の父がこれらの期間の保険料を納

付したとしても不自然ではない。

しかしながら、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その両親は既に亡くなっていることから、加入状況及び納付状況が不明であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点においては、申立期間のうち昭和42年9月から44年9月までの保険料は特例納付によってしか納付できないにもかかわらず、申立人は、自身で保険料をまとめて納付した記憶は無く、その父からも保険料をまとめて納付したことを聞いた記憶が無いと主張するなど、特例納付をうかがわせる形跡が見当たらない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外に国民年金手帳を所持した記憶は無いとしているほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、昭和42年9月から44年9月までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から46年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から46年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が来たのを契機として、平成20年ごろに年金相談センターに照会したところ、昭和43年9月から49年8月までの国民年金保険料が未納となっていることが判明した。同センターの相談員が年金記録を確認した結果、一部期間は納付済みに訂正されたが、両申立期間は未納期間であるとの回答であった。

両申立期間当時はA事業所に勤務していたが、同事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、そのまま国民年金に加入した。同事業所に勤務している間は毎月確実な収入があり、保険料は3か月に一回、自身で近くにあったB市役所C地区事務所（現在は、B市D区役所E出張所）に出向き、保険料を納付していた。このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ9か月、12か月といずれも比較的短期間である上、申立人は、3か月に1回、昼休みを利用して、勤務先から徒歩10分程度のB市役所C地区事務所に出向き、納付書に現金を添えて両申立期間の保険料を納付したとしているところ、事実、A事業所とB市役所C地区事務所が近接していることが確認できるなど、両申立期間の保険料を納付した当時の状況の記憶が鮮明であり、その主張には信憑性が認められる。

また、申立期間①の直前の昭和44年4月から45年6月までの期間並びに申立期間①及び②に挟まれた46年4月から48年3月までの期間の保険料は納付

済みであり、当該期間及び申立期間②の直後の49年4月から同年8月までの期間が、平成21年5月に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が判明したことにより、未納期間から納付済期間又は申請免除期間として記録統合されるなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれることを考慮すると、申立期間①及び②の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年2月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和41年2月に夫が会社を退職したので国民年金に加入するために、同年3月ごろA市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所D出張所）に夫が行った際に、私の国民年金について聞いてもらったところ、「昭和36年に^{さかのぼ}遡って加入できます。」と勧められたので、夫が36年に^{さかのぼ}遡って加入手続きを行い、その後一括で3万円から5万円程度の保険料を納付した。昭和36年4月から未納無く納めてきたと思っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立期間の保険料を納付したとするその夫も国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の昭和36年4月から41年1月までの期間は、本来、任意加入期間となるが、社会保険事務所及びA市役所の記録から強制加入として扱われているとともに、申立人は保険料をまとめて納付したと主張しており、事実、社会保険事務所の特殊台帳から、申立人の42年4月から45年3月までの保険料は第1回特例納付により、45年4月から47年3月までの保険料は過年度納付により納付されるとともに、42年3月分の保険料は45年4月から同年6月までの過年度保険料の過払保険料額450円から充当されたことが確認できる

上、申立人が当時納付したとする保険料総額3万円から5万円程度は、社会保険事務所の記録から納付が確認できる、特例納付保険料、過年度納付保険料及び充当保険料額の合計額2万7,000円に、仮に申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額3万1,950円を加えた5万8,950円とほぼ一致していることから、申立内容に不自然さは見当らない。

さらに、申立期間当時、A市において特例納付による納付勧奨が行われていたことが確認できることから、申立人が当時のA市役所B地区事務所の窓口の職員の勧奨により、保険料の一括納付を行ったとする主張にも不自然さは見当らない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人のA社（資格取得時は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を18年4月1日とし、資格喪失日に係る記録を同年12月23日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から同年12月23日まで

「ねんきん特別便」が届き、記録を確認したところ、B社及びその後身のA社に勤務していた期間の一部が厚生年金保険の加入期間となっていなかった。改めて、申立期間について、厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、加入記録が無い旨の回答を受け取った。

給料から厚生年金保険料が控除されていた給料支払明細書が残っているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和18年1月分から同年12月分までの賃金明細書、同年3月下旬に撮影した同僚5人との写真及び申立人が記載した勤務履歴、仕事内容等の当時の記録から、申立人は、申立期間にB社（後に、A社に名称変更）に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の最初の厚生年金保険の被保険者資格は、A社C工場において昭和18年12月23日に取得と記録されているが、同工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人に係る被保険者記録欄の備考欄に「前取得年月日Ⓔ18.4.1」との記載があるとともに、同工場に係る別の同被保険者名簿の申立人に係る被保険者記録欄の備考欄に「転勤 18.4.1」との記載があることから、申立人が同工場に転勤する前の職場で厚生年金保険に加入していたことがうかがわれる上、同様に記載された者

がほかに多数認められる。

一方、申立期間当時の所在地がD区E町であるA社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日付が記載されていないものの、同名簿に記載されている被保険者の中には、資格取得年月日が「18.6.1」と記載されている者がいることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが推認できる。

また、A社の上記被保険者名簿の備考欄には「F県G市H町[㊤]20.4.21全喪」と記載されており、同名簿における被保険者の記載状況及び標準報酬等級等の記録欄の記載状況から、同名簿は書き換え後のものであり、書き換え前の名簿があったものと推認できるが、管轄社会保険事務所は、書き換え前の名簿は保管されていない旨回答している。

さらに、I社会保険事務局は、上記の「[㊤]」の表示の意味について、「当時の状況に係る記録が無いため不明である。」と回答している。

これらの事実を前提にすると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことの原因としては、戦災等による被保険者名簿の焼失等の可能性が高いものと考えられるが、戦災等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和18年4月1日とし、資格喪失日を同年12月23日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金明細書の保険料控除額から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年1月8日、資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月8日から同年4月1日まで

社会保険庁から送付された「ねんきん特別便」の厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

勤務したA社の平成5年1月分及び同年3月分の給料明細書を所持しており、給料明細書には厚生年金保険料の控除が記載されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給料明細書及び雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成5年4月1日であることが確認でき、申立期間当時、適用事業所でなかったものの、同社は同年1月8日に法人として登記されているところから、申立期間において適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、申立人が所持するA社の給料明細書(平成5年1月分及び同年3月分)において、平成5年1月及び同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できることから、申立人は申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給料明細書における厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において、適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年9月から15年6月までの期間、同年8月から同年10月までの期間及び同年12月から16年8月までの期間は36万円、17年4月から同年8月までの期間は38万円、15年7月、同年11月、17年3月及び18年9月から19年8月までの期間は41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月1日から19年10月1日まで

A市のB社に勤務していた時に給与事務に度々間違いがあったことから、「ねんきん特別便」を受け取ったのを契機に、社会保険事務所で確認したところ、給料支払明細書と合致していない時期があることが分かった。

社会保険庁における標準報酬月額の記録は、平成14年9月から15年8月までは32万円、同年9月から16年8月までは34万円、同年9月から17年8月までは36万円、同年9月から18年8月までは38万円、同年9月から19年8月までは38万円となっているが、実際は毎月36万円から48万円の給与の支給を受けており、支給額に見合った標準報酬月額に基づく厚生年金保険料又は社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る厚生年金保険料が控除されていた。

このため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成14年9月から18年11月までの期間及び19年1月から同年9月までの期間の給料支払明細書並びに平成18年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、申立期間において、月額36万円から48万3,000円の給与支給を受けていたことが確認できる上、保険料控除額については、社会保険

庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額又はそれを上回る額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び実際に支給されていたと認められる報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、給料支払明細書が現存する平成14年9月から18年11月までの期間及び19年1月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、14年9月から15年6月までの期間、同年8月から同年10月までの期間及び同年12月から16年8月までの期間は36万円、17年4月から同年8月までの期間は38万円、15年7月、同年11月、17年3月、18年9月から同年11月までの期間及び19年1月から同年8月までの期間は41万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、給料支払明細書が現存しない平成18年12月の標準報酬月額については、実際の報酬月額及び保険料控除額を確認できないものの、申立人が所持している平成18年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額や保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間のうち、平成14年9月から16年8月までの期間、17年3月から同年8月までの期間及び18年9月から19年8月までの期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年9月から17年2月までの期間、同年9月から18年8月までの期間及び19年9月については、給与支払明細書から事業主が源泉控除していたと確認できる保険料額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年3月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は私の妻がA町役場（現在は、B市役所C支所）にて行った。D信用組合E支店の普通預金通帳が一冊見つかри、国民年金保険料を口座振替されていることが確認できることから、申立期間についても同様に口座振替により保険料を納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその妻も記憶が曖昧^{あいまい}なため、国民年金の加入状況や納付状況が不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月から同年9月ごろに連番で払い出されたことが推認できる上、申立人の妻も申立期間を含む48年7月から51年3月までの保険料が未納であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、申立人から提出された普通預金通帳において、昭和52年11月から53年5月までの保険料が口座振替により納付されたことが確認できるものの、申立期間の保険料が当該普通預金口座から振替納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、過年度納付あるいは特例納付によりまとめて保険料を納付したことが無いとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から37年9月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

父親が、私の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたことを生前、私に聞かせてくれたのに、申立期間に私の加入記録及び納付記録が無いとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年6月1日を資格取得日として同年10月ごろに払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間については国民年金の加入期間ではない上、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は、既に亡くなっているため、国民年金の加入状況が不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から61年3月までの期間及び62年4月から平成3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月から61年3月まで
② 昭和62年4月から平成3年2月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったところ、申立期間の国民年金加入記録が見当たらなかったため、社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和54年3月から61年3月までの期間及び62年4月から平成3年2月までの期間の加入事実と納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

保険料の納付方法、納付時期については全く覚えていないが、律儀だった義母が国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたと思うので、申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、両申立期間の保険料を納付したとするその義母は既に亡くなっており、その妻も、申立人の保険料納付には関与していなかったと証言していることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

2 申立期間①について、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号総括払出簿及び社会保険庁の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月1日を資格取得日として同年6月以降に払い出されていることが推認できる上、A市役所作成の国民年金被保険者名簿においても、申立人は61年4月1日に資格取得したことが確認できることから、申立期間①は資格取得前の未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料の納付はできなかったものと

考えられる。

また、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

3 申立期間②について、A市役所作成の国民年金被保険者名簿の備考欄に「納付意志なし」との記載がある上、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間②の保険料を納付したとする確かな心証は得られなかった。

4 申立人は、両申立期間以外の国民年金加入期間も保険料が未納であるなど、納付意識がうかがえない上、両申立期間の保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 20 日から 45 年 2 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を見たら、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

卸売業をしていたA社には、確か職安の紹介で入社したと思う。私は現場の一部門に所属し、仕事は主に配送トラックの助手だった。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人がA社の次に勤務したB社保管の従業員名簿における前歴欄の記載内容から、申立人が昭和 44 年 4 月からA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、自身が記憶している同僚と推認できる者について、自身より先にA社に入社していたと思うと申し立てしているところ、当該同僚の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立人の入社時期より後の昭和 45 年 1 月 14 日であることから、当時、同社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性がある。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険の第四種被保険者として、昭和53年4月から同年9月までの厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から同年10月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受け取った。

昭和53年3月末ごろ、A社B工場の閉鎖の際に、社会保険事務所長から、離職した場合6か月の猶予があるとの説明を受けたので、失業保険を受給した。53年9月末になっても無職であったため、同年9月29日に厚生年金保険の任意継続（第四種被保険者）の手続きを行い、同年4月分からの納付書をもって同年10月までの保険料を一括払いし、その後は、1か月ごとに保険料を納付した。

このため、申立期間を厚生年金保険の第四種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の任意継続（厚生年金保険第四種被保険者）制度は、10年以上の厚生年金保険被保険者期間があり、老齢厚生年金の受給資格期間（原則、20年）を満たす前に退職していること等の条件により、厚生年金保険被保険者の資格喪失後6か月以内に社会保険事務所に申し出て資格を取得し、老齢厚生年金受給権が発生するまで任意加入できるとされており、資格取得日は、喪失した日にさかのぼるか又は申出が受理された日とするかのどちらか一方を、本人が選択することになっている。

社会保険事務所が保管する申立人に係る第四種被保険者原票から、A社B工場の資格喪失日から6か月が経過した昭和53年10月11日に、申立人が厚生年金保険第四種被保険者資格を取得したことは確認できるものの、申立人が主張する同年4月1日にさかのぼって当該資格を取得したことがうかがえる形

跡は見当たらず、これを裏付ける関連資料は無い。

また、申立人は、当時、第四種被保険者の厚生年金保険料を銀行から現金を引き出して納付したと主張しているが、納付額についての記憶は曖昧^{あいまい}な上、保険料を納付したことを確認できる領収書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から46年6月2日まで

「ねんきん特別便」を見たら、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和39年4月からA事業所B寮でパートとして勤め、その後、営業設備工事のために各所の職員が助勤に来て、職員が本寮と分寮と民営アパート等で暮らすことに伴い、私は分寮を任され勤務した。そして、41年8月1日にC社の職員となり、43年5月1日には同社D支社の職員となった。44年10月1日の営業設備完成後も勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社F支社に照会したところ、申立人が退職した際のA事業所B寮長として記憶している者は、昭和44年度まで同寮長をしていたが、45年度以降は別の者が寮長となっているとの回答があり、このほか、申立人が45年度以降もA事業所B寮に勤務していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管するC社D支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和44年10月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該資格喪失に係る記録は、申立人の雇用保険被保険者資格喪失に係る記録と一致している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録並びに社会保険事務所が保管するC社及び同社D支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から42年2月1日まで

「ねんきん特別便」を受け取り、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明したため、再度、社会保険事務所に照会したところ、やはり、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

A社の説明では、申立期間は外務嘱託であったため社会保険に加入させなかったとのことだが、納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る考査票から、申立人が昭和40年9月7日から42年1月31日まで継続して、同社B支社C営業所に外務嘱託として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人は、昭和41年5月1日より社会保険非適用の外務嘱託という資格に移行している。」と回答しているところ、事実、上記の考査票において、申立人は41年5月1日に外務嘱託に資格を変更されていることが確認できる。

また、A社B支社は、「申立期間当時、営業成績の基準を下回ると、正職員から外務嘱託に資格変更する取扱いがあり、外務嘱託となった場合は厚生年金保険に加入させていない。」と回答している上、申立期間直後、同社B支社管内の他営業所で勤務していた同僚は、「自分は、昭和42年9月1日から44年11月30日までの間、A社B支社管内の営業所に勤務したが、営業成績が基準に達しないため43年6月に正職員から外務嘱託に資格変更し、44年8月までは外務嘱託として勤務した。当該期間中は厚生年金保険に加入していないが、それについては承知している。」と証言していることから、同社では外務嘱託

を厚生年金保険の対象者として取り扱っていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 10 日前後から 42 年 1 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が届き、記録を確認したところ、A社に勤務した一部の期間が厚生年金保険の加入期間となっていなかったため、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受け取った。

私は昭和 40 年 6 月 10 日前後にA社に入社し、42 年 10 月まで勤務していた。申立期間も在籍していたので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立期間において、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の後継会社であるB社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時を知る者も既に在籍していないので、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得届の有無及び申立期間における保険料控除については不明であると回答しており、申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

また、A社の元事業主、申立期間当時の同社C営業所長であった人物及び複数の同僚は、当時、同社においては3か月から5か月程度の見習期間があり、正社員となった時点で厚生年金保険に加入していた旨証言していることから、同社では、当時、入社と同時に必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた

と主張しているものの、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から40年3月24日まで

「ねんきん特別便」が届き、記録を確認したところ、A社に昭和38年9月から40年3月24日まで、現場技術者として勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

前の会社を辞めた直後の2、3日間は勤務していなかったかも知れないが、その後は正社員としてA社で働いていた。申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得がいかないため、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間のうち、昭和38年11月2日から40年3月24日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の当時の経理課長、事務担当者及び同僚は、当時、同社には3か月から1年程度の見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった旨証言していることから、同社では、当時、入社と同時に、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、事業主は、会社の移転や統合などで古い資料は残存しておらず、申立てどおりの資格取得の届出の有無及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付の有無について不明としており、保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人が保

管する厚生年金保険被保険者証に記載されている初めて厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和40年3月25日）と一致しており、記録上不自然な点は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険記号番号順索引簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月27日から同年9月1日まで

「ねんきん特別便」が届き、記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の一部が厚生年金保険加入期間となっていなかったため、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受け取った。

B事業所を退職後、A社に本採用として就職した。保険制度も完備しているということで、入社当日から出張で仕事を始めた。体は健康で、休んだことも病気したことも無く働いていた。

確認できる資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社において、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格を一度喪失し、その後再び同資格を取得している同僚二人は、「不景気で暇になり、会社の都合で一度辞めた。その後、会社から来てくれと言われて、再び勤務した。その期間は6か月くらいであり、その間、給料は支給されず、健康保険にも加入していない。」と証言している上、当時の同僚からは、申立人が申立期間においても継続して勤務していたことをうかがわせる証言が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、A社は、既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間における保険料の控除について具体的な記憶が無く、事業主により給与から保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から同年 10 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を見たところ、A社に運転手として勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

かなり年数が経過しているので細かい記憶は薄れているが、勤めていたことは間違いが無いので、調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が所有していた車両の種類や倉庫の所在地等について具体的に証言している上、同社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚一人が申立人について不明瞭ではあるものの記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社の業務に何らかの関係を有していた可能性は否定できない。

しかしながら、申立期間当時、A社で社会保険事務を担当し、かつ、毎朝、事業主が配達担当の運転手に対して行う運行計画の説明に立ち会っていたその妻は、同社において厚生年金保険被保険者記録のある他の運転業務従事職員を正確に記憶しているにもかかわらず、申立人を記憶していないと証言している上、申立期間当時の同僚3人は、同社の従業員は10数人と比較的少人数であったにもかかわらず、申立人を記憶していないと証言していることから、申立人の申立期間における同社での勤務実態を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月ごろから同年 6 月ごろまで
② 昭和 37 年 3 月ごろから同年 7 月ごろまで
③ 昭和 40 年 7 月ごろから同年 12 月ごろまで

「ねんきん特別便」により年金の未加入期間を確認したので、社会保険事務所に照会したところ、A社での運転手として勤務した申立期間①並びにB社C支店で運転手として勤務した申立期間②及び③が、厚生年金保険の加入期間となっていないことが分かった。

このため、これらの申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社での運転手として勤務したと主張しているが、同社の後継事業所であるD社は、「製品の運搬は運送業者に委託していたので、申立人はA社の従業員ではなく、当社の製品を使用して土木・建築用材を製造していた会社に在籍していた可能性がある。」と回答している上、A社の元社員は、「申立期間①当時のA社には運送部門は無く、車両の運行は子会社であるE社が行っていた。」と証言していることから、申立人はA社の従業員ではなかったものと推認できる。

また、A社の子会社のE社（現在は、F社）の元社員は、「申立期間①当時、土木・建築用材の運搬はG社H支店に委託していた。」と証言していることから、申立期間①当時にE社I工場で厚生年金保険被保険者であった者3人及びG社H支店で厚生年金保険被保険者であった者3人に照会したところ、いずれも申立人を記憶しておらず、申立期間①における申立人の各事業所における勤務実態を確認することができない。

さらに、戸籍の附票から、申立人は昭和36年4月12日にH市からI県C市に転入していることが確認できることから、申立期間①当時には、申立人はC市に居住していたことが推認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社及びG社H支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにE社に係る社会保険庁のオンライン記録には、いずれも申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号の欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

- 2 申立期間②及び③について、同僚一人は、「申立期間②において申立人と一緒に勤務した。」と証言し、ほかの同僚二人は、「時期は不明であるが、申立人は入退社を繰り返していた。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は、申立期間②及び③においてB社C支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社J支店は、「申立期間②及び③当時、臨時社員は厚生年金に加入させなかった。」と回答しているところ、同僚一人は、「申立人は臨時社員であった。」と証言し、ほかの同僚は、「正社員であった者が退職して、再入社した場合は臨時社員扱いであった。」と証言している上、申立期間②及び③当時、運転手であった者9人のうち8人は、その証言から、入社後3か月から8年の厚生年金保険未加入期間があることから、申立人についても、申立期間②及び③において臨時社員として扱われ、厚生年金保険に加入していなかったものと推認できる。

また、社会保険事務所が保管するB社C支店の被保険者名簿には、申立期間②及び③において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

- 3 上記のほか、申立人のいずれの申立期間においても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月20日から20年8月15日まで

「ねんきん特別便」を確認し、再度、社会保険事務所に船員保険の加入期間を照会したところ、申立期間について船員保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、徴用船員としてA社の船舶に乗船したもので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の勤務実態及び船員保険の適用について、A社（現在は、B社）に照会したものの、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び船員保険の適用が確認できない。

また、申立人は、申立期間当時は航海に出たことは無く、主に^{ぎそう}艦装の業務に従事したとしているが、国土交通省海事局は、「陸上労働者の^{ぎそう}艦装工は、船員法に定める船員に該当しない。」と回答し、B社は、「新造船の^{ぎそう}艦装を専門に行う労働者は陸上労働者の扱いとなり、船員保険の対象者とならない。」と回答していることから、申立期間においてA社は、申立人を船員保険の対象者として取り扱っていなかったことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間において徴用船員であったと主張しているが、厚生労働省社会・援護局は、「申立人の海軍在籍に関する記録は無い。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の船員保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 2 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、高校卒業と同時に入社したA社B出張所での10か月間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることが判明したことから、再度、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、やはり申立期間の加入記録が無いとの回答を受け取った。

同月入社と同僚も数人おり、勤務事実は確認できると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A社B出張所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記人事記録によると、申立期間当時、申立人は「傭人」であることが確認できるところ、A社人事部は、「当時、労務者については正社員としてではなく、傭人、見習といった形で採用し、その後、経験と実績に応じて正社員に登用していたようだ。」と回答している。

また、申立人の元同僚の一人は、「自分は傭人だったが、入社当時傭人は厚生年金保険に加入できなかった。それが、昭和29年に制度が変わって、傭人も加入できるようになった。」と証言しており、事実、社会保険庁のオンライン記録では、当該同僚を含め、申立人が一緒に入社したとする元同僚4人全員が、申立人と同様に昭和29年2月1日にA社C支店で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。以上のことから、申立期間当時、同社は傭人を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったものの、昭和29年2月にそれまでの取扱いを見直し、傭人についても厚生年金保険に加入させる取扱いとしたことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで
② 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

満 61 歳の年金裁定請求の際に、季節労働で勤務した A 社の厚生年金保険被保険者期間が無いことを知った。

A 社に勤務する前に、同じ季節労働で勤務した B 社での厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、A 社での加入記録が無いことに疑問を持っていた。その後、「ねんきん特別便」が届き、やはり同社勤務期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

このため、A 社に勤務した両申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する集合写真から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は既に解散し、事業主も亡くなっていることから、両申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない上、両申立期間当時に A 社に勤務していた事務担当者及び同僚に照会したところ、同社において季節労働者については、社会保険に加入させていなかった旨を証言していることから、申立人の厚生年金保険料の控除等の状況を確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、両申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人が季節労働者として氏名を挙げた両申立期間当時の同僚3人についても、上記名簿に氏名を確認することはできない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。